

IV. 食品健康影響評価

7. コスタリカ

(1) 生体牛

① 侵入リスク

BSE リスク国からの生体牛の輸入

コスタリカの生体牛の輸入に関するデータを表1に示す。これらはコスタリカからの回答書及び BSE リスク国からコスタリカへの輸出に関するデータ（国際貿易統計データベース（一部は各国政府発行の貿易統計））に基づいている。なお、表1は各 BSE リスク国について加重係数を設定した期間の輸入頭数のみを示している。

回答書によると、コスタリカは 2001 年に BSE 発生国及び BSE のリスクが存在する可能性がある国からの生体牛及び反すう動物由来の肉・内臓・副産物を含む全製品の輸入を禁止している。1986 年以降の BSE リスク国からの生体牛の輸入は、欧州（中程度汚染国）（スペイン）から 35 頭、米国から 310 頭、メキシコから 110 頭であった。~~（スペインからの輸入年は追加確認中）~~

一方、貿易統計によると、欧州（中程度汚染国）（スペイン）から 35 頭、欧州（低汚染国）（チェコ）から 80 頭、米国から 376 頭、カナダから 8 頭のコスタリカへの生体牛の輸出があったと記録されている。

BSE リスク国からの肉骨粉の輸入

コスタリカの肉骨粉の輸入に関するデータを表2に示す。これらはコスタリカからの回答書及び BSE リスク国からコスタリカへの輸出に関するデータ（国際貿易統計データベース（一部は各国政府発行の貿易統計））に基づいている。なお、表2は各 BSE リスク国について加重係数を設定した期間の輸入トン数のみを示している。

回答書によると、コスタリカは生体牛と同様に、2001 年に BSE 発生国及び BSE のリスクが存在する可能性がある国からの生体牛及び反すう動物由来の肉・内臓・副産物を含む全製品の輸入を禁止している。1986 年以降の BSE リスク国からの肉骨粉の輸入はないとされている。

一方、貿易統計によると、欧州（中程度汚染国）（オランダ）から 5 トン、米国から 3,024 トン、カナダから 73 トンのコスタリカへの肉骨粉の輸出があったと記録されている。

BSE リスク国からの動物性油脂の輸入

コスタリカからの回答書によると、動物性油脂に関しても生体牛・肉骨粉と同じ規制が適用されている。飼料登録品質管理部の統計によれば、牛の飼料用の牛由来油脂は輸入されていないと記載されている。

1 輸入生体牛又は肉骨粉等が家畜用飼料に使用されたかどうかの評価

2 コスタリカからの回答書によると、スペインから輸入された生体牛 35 頭につ
3 いては、コスタリカを経由地として最終的にエルサルバドル及びグアテマラに輸
4 出されたとされていることから、リスクの対象外とした。

5 メキシコからの輸入生体牛に関しては、その輸入頭数から見て、侵入リスクの
6 レベルに影響を及ぼす可能性は低いと考えられた。

7 動物性油脂に関しては、牛の飼料用の牛由来油脂は輸入されていないとのこと
8 から、リスクとはならないと判断した。

9
10 表 1 BSE リスク国からの生体牛の輸入（コスタリカ）

| | | | 1986-1990 | 1991-1995 | 1996-2000 | 2001-2005 | 2006- | 合計 |
|--------------------|----------------|------|-----------|-----------|-----------|-----------|-------|------|
| | | | 輸入頭数 | 輸入頭数 | 輸入頭数 | 輸入頭数 | 輸入頭数 | 輸入頭数 |
| 輸入実績 ^{※1} | 英国 | 回答書 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 貿易統計 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 欧州 (中程度汚染国) | 回答書 | 0 | 0 | 35 | 0 | 0 | 35 |
| | | 貿易統計 | 0 | 0 | 35 | 0 | 0 | 35 |
| | 欧州 (低汚染国) | 回答書 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 貿易統計 | 0 | 0 | 80 | 0 | 0 | 80 |
| | 米国 | 回答書 | | 0 | 145 | 155 | 10 | 310 |
| | | 貿易統計 | | 122 | 181 | 69 | 4 | 376 |
| | カナダ | 回答書 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 貿易統計 | 0 | 8 | 0 | 0 | 0 | 8 |
| その他(メキシコ) | 回答書 | 0 | 0 | 47 | 63 | 0 | 110 | |
| | 貿易統計 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 合計 | 回答書 | 0 | 0 | 227 | 218 | 10 | 455 | |
| | 貿易統計 | 0 | 130 | 296 | 69 | 4 | 499 | |

| | | 1986-1990 | | 1991-1995 | | 1996-2000 | | 2001-2005 | | 2006- | | 合計 |
|-------------------------------|------------|-----------|----------|-----------|----------|-----------|----------|-----------|----------|-------|----------|-----|
| | | 頭数 | 英国 換算 | 頭数 | 英国 換算 | 頭数 | 英国 換算 | 頭数 | 英国 換算 | 頭数 | 英国 換算 | 頭数 |
| 暴露要因と なった 可能性の ある生体牛 | 英国 | 0 | 0.00 | 0 | 0.00 | 0 | 0.00 | 0 | 0.00 | 0 | 0.00 | 0 |
| | 欧州(中程度汚染国) | 0 | 0.00 | 0 | 0.00 | 0 | 0.00 | 0 | 0.00 | 0 | 0.00 | 0 |
| | 欧州(低汚染国) | 0 | 0.00 | 0 | 0.00 | 0 | 0.00 | 0 | 0.00 | 0 | 0.00 | 0 |
| | 米国 | | | 0 | 0.00 | 145 | 0.003 | 155 | 0.003 | 10 | 0.0002 | 310 |
| | カナダ | 0 | 0.00 | 0 | 0.00 | 0 | 0.00 | 0 | 0.00 | 0 | 0.00 | 0 |
| | その他(メキシコ) | 0 | 0.00 | 0 | 0.00 | 47 | 0.00 | 63 | 0.00 | 0 | 0.00 | 110 |
| | 合計 | 0 | 0.00 | 0 | 0.00 | 192 | 0.003 | 218 | 0.003 | 10 | 0.0002 | 420 |
| | | 無視できる | | 無視できる | | | 無視できる | | | 無視できる | | |

(参考)貿易統計の数字を用いた場合

| | | | | | | | | | | | | |
|--------------------|----|-------|------|-------|-------|-------|------|-------|-------|-------|--------|-----|
| 貿易統計 ^{※2} | 合計 | 0 | 0.00 | 130 | 0.003 | 296 | 1.15 | 69 | 0.001 | 4 | 0.0001 | 499 |
| | | 無視できる | | 無視できる | | 無視できる | | 無視できる | | 無視できる | | |

※1 輸入実績及び暴露要因となった可能性のある輸入牛については、加重係数を設定した期間の輸入頭数のみを記載している。

※2 貿易統計では、暴露要因とならなかった生体牛頭数は不明であるため、全頭数を暴露要因となった可能性があるとみなしている。

表2 BSE リスク国からの肉骨粉の輸入（コスタリカ）

| | | 1986-1990 | | 1991-1995 | | 1996-2000 | | 2001-2005 | | 2006- | | 合計 |
|--------------------|----------------|-----------|---|-----------|---|-----------|-----|-----------|-------|-------|-------|-------|
| | | 輸入トン数 | | 輸入トン数 | | 輸入トン数 | | 輸入トン数 | | 輸入トン数 | | 輸入トン数 |
| 輸入実績 ^{※1} | 英国 | 回答書 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 貿易統計 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 欧州 (中程度汚染国) | 回答書 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 貿易統計 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5 |
| | 欧州 (低汚染国) | 回答書 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 貿易統計 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 米国 | 回答書 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 貿易統計 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 622 | 2,402 | 0 | 0 | 3,024 |
| | カナダ | 回答書 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 貿易統計 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 73 | 0 | 0 | 0 | 73 |
| その他() | 回答書 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | 貿易統計 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 合計 | 回答書 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | 貿易統計 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5 | 695 | 2,402 | 0 | 0 | 3,102 | |

| | | 1986-1990 | | 1991-1995 | | 1996-2000 | | 2001-2005 | | 2006- | | 合計 |
|-------------------------------|------------|-----------|----------|-----------|----------|-----------|----------|-----------|----------|-------|----------|-----|
| | | トン数 | 英国 換算 | トン数 | 英国 換算 | トン数 | 英国 換算 | トン数 | 英国 換算 | トン数 | 英国 換算 | トン数 |
| 暴露要因と なった 可能性の ある肉骨粉 | 英国 | 0 | 0.00 | 0 | 0.00 | 0 | 0.00 | 0 | 0.00 | 0 | 0.00 | 0 |
| | 欧州(中程度汚染国) | 0 | 0.00 | 0 | 0.00 | 0 | 0.00 | 0 | 0.00 | 0 | 0.00 | 0 |
| | 欧州(低汚染国) | 0 | 0.00 | 0 | 0.00 | 0 | 0.00 | 0 | 0.00 | 0 | 0.00 | 0 |
| | 米国 | 0 | 0.00 | 0 | 0.00 | 0 | 0.00 | 0 | 0.00 | 0 | 0.00 | 0 |
| | カナダ | 0 | 0.00 | 0 | 0.00 | 0 | 0.00 | 0 | 0.00 | 0 | 0.00 | 0 |
| | その他() | 0 | 0.00 | 0 | 0.00 | 0 | 0.00 | 0 | 0.00 | 0 | 0.00 | 0 |
| | 合計 | 0 | 0.00 | 0 | 0.00 | 0 | 0.00 | 0 | 0.00 | 0 | 0.00 | 0 |
| | | 無視できる | | 無視できる | | 無視できる | | 無視できる | | 無視できる | | |

(参考)貿易統計の数字を用いた場合

| 貿易統計 ^{※2} | 合計 | 0 | 0.00 | 0 | 0.00 | 5 | 0.05 | 695 | 0.02 | 2,402 | 0.05 | 3,102 |
|--------------------|----|-------|------|-------|------|-------|------|-------|------|-------|------|-------|
| | | 無視できる | | 無視できる | | 無視できる | | 無視できる | | 無視できる | | |

※1 輸入実績及び暴露要因となった可能性のある肉骨粉については、加重係数を設定した期間の輸入トン数のみを記載している。

※2 貿易統計では、暴露要因とならなかった肉骨粉量は不明であるため、全トン数を、暴露要因となった可能性があるとみなしている。

侵入リスクのレベルの評価

コスタリカからの回答書に基づき、侵入リスクのレベルの評価を行った結果、生体牛については、1986～1995年は英国換算で0、1996～2000年は0.003、2001～2005年は0.003、2006年以降は0.0002となり、1986年以降のすべての期間において、侵入リスクは「無視できる」と考えられた。(貿易統計に基づき侵入リスクのレベルの評価を行った場合も、1986～2007年のすべての期間において英国換算で **21.15 以下未満** であり、すべての期間において侵入リスクは「無視できる」と考えられた。)

また、肉骨粉については、1986～2007年の期間に肉骨粉の輸入は無かったとされることより、すべての期間において侵入リスクは「無視できる」と考えられた。(貿易統計に基づき侵入リスクのレベルの評価を行った場合も、1986～2007年のすべての期間において英国換算で0.05以下であり、すべての期間において侵入リスクは「無視できる」と考えられた。)

輸入生体牛及び肉骨粉の組み合わせにより生じた全体の侵入リスクは、全期間において「無視できる」と考えられた。(表3)(貿易統計に基づきの侵入リスクのレベルの評価を行った場合も、全期間において「無視できる」と考えられた。)

表3 侵入リスク（コスタリカ）

| | 1986-1990 | 1991-1995 | 1996-2000 | 2001-2005 | 2006- |
|-----|-----------|-----------|-----------|-----------|-------|
| 生体牛 | 無視できる | 無視できる | 無視できる | 無視できる | 無視できる |
| 肉骨粉 | 無視できる | 無視できる | 無視できる | 無視できる | 無視できる |
| 全体 | 無視できる | 無視できる | 無視できる | 無視できる | 無視できる |

② 国内安定性(国内対策有効性の評価)

飼料規制

BSEに関連した飼料規制としては、2001年に反すう動物由来の肉、骨、肉骨粉、くず肉、血液、獣脂、獣脂かすを、反すう動物の飼料に使用することを禁止した。

代表的な飼料給餌方法は、日本とほぼ同じであり、主に粗飼料及び濃厚飼料が給与されている。また、子牛には母乳及び代用乳が与えられる。農場での牛と豚・鶏の混合飼養は、約 64.5%の農場で行われている。行われているとのことだが、飼養牛全体に占める混合飼養の割合に関する情報は得られていない。(追加確認中)

飼料給与に関する規制の実施主体は、農牧省(MAG)動物衛生局(SENAS)飼料部及び国内事業部である。コスタリカでは飼育場単位での飼料管理が法的に義務づけられており、本法の遵守状況の確認作業の実施に向け、現在全飼育場の登録が進められている。

及び飼料製造・流通規制に関する規制の実施主体は、農牧省(MAG)動物衛生局(SENAS)飼料部である。遵守状況の確認は検査官により定期的に行われており、適正基準(GMP)の適用や、製品の品質及び安全性に影響を与える要素等の確認を行うほか、トレーサビリティを目的としたサンプルの採取と登録確認も行われる。毎年30~100件程度の確認検査が行われ、違反数は1~6件発見されている。が、遵守状況の確認方法及び確認結果に関する情報は得られていない。(追加確認中)

飼料サンプリングに関しては、顕微鏡による検査が行われており、いる。2004~2007年のデータによると、毎年89サンプルの検査が行われ、そのうち陽性サンプル数は10~12サンプルとなっている。肉骨粉で汚染されたロットが発見された場合は、出荷停止処分が行われるとともに、当該ロットの廃棄処分、交差汚染についての徹底的な確認及び改善措置が取られることが義務づけられている。

SRMの利用実態

回答書の添付資料によると、コスタリカ国内では、SRMの定義はないが、SRMの除去、分別、処理方法に関する手順を検討中とされている。SRMは、レンジングされた後飼料として使用されている。肉骨粉は約40%がペット用飼料に、残り約60%は家きん用飼料として利用されている。

死亡牛、緊急と畜牛、生体検査で処分決定が下された牛は埋却されている。

1 ~~(SRMの利用実態、処理方法等については追加確認中)~~

3 レンダリングの条件

4 ~~コスタリカではレンダリングに関する規制は存在しない。レンダリング条件~~
5 ~~は、大気圧下、130～135℃、3時間、バッチ処理という条件で行われている。等~~
6 ~~に関する情報は得られていない。~~

7 (追加確認中)

9 交差汚染防止対策

10 2006年のデータによると、飼料製造施設数は42施設存在し、すべて混合施設
11 である。交差汚染防止対策としては、ライン分離は行われていないが、ライン洗
12 浄が行われている。レンダリング施設数は6施設存在するが、特に交差汚染防止
13 対策は行われていない。

14 コスタリカにおける交差汚染防止対策は、SRMの飼料への利用禁止ではなく、
15 反すう動物用飼料への肉骨粉の使用禁止に重点を置いている。しかしながら
16 2001年以降は、レンダリング施設に対してSRMの除去を任意で求めており、一
17 部のレンダリング施設においてはSRMの除去が行われている。

19 その他

20 コスタリカでは、これまでTSEの症例は検出されていない。

22 国内安定性の評価

23 コスタリカからの回答書に基づき、国内安定性の評価を行った結果、1986～
24 2001年は「暴露・増幅する可能性が高い」、2002年以降は「暴露・増幅する可
25 能性が中程度」と考えられた。(表4、表5)

1

表4 国内安定性の概要（コスタリカ）

| 項目 | 概要 |
|-----------|---|
| 飼料給与 | 2001年 反すう動物由来のたん白質等の反すう動物への給与禁止。 |
| SRMの利用実態 | SRMの定義は無い {SRMの利用実態} SRMは、レンダリングされた後飼料として使用されている。 肉骨粉は約40%がペット用飼料に、残り約60%は家きん用飼料として利用されている。 {死亡牛、緊急と畜牛、生体検査で処分決定が下された牛} 死亡牛、緊急と畜牛、生体検査で処分決定が下された牛は埋却されている。 |
| レンダリングの条件 | レンダリングに関する規制は存在しない。 レンダリング条件は大気圧下、130～135℃、3時間、バッチ処理という条件で行われている。 |
| 交差汚染防止対策 | {飼料製造施設} 42施設存在し、すべて混合施設。 ライン分離は行われていないが、ライン洗浄が行われている。 {レンダリング施設} 6施設存在するが、特に交差汚染防止対策は行われていない。 2001年以降、レンダリング施設に対してSRMの除去を任意で求めており、一部のレンダリング施設ではSRMの除去が行われている。 |

2

3

4

5

表5 国内安定性の評価のまとめ（コスタリカ）

| | 飼料給与の状況 | SRMの利用実態、レンダリングの条件、 交差汚染防止対策等 | 暴露増幅する可能性 |
|------------|------------------------|----------------------------------|-----------|
| 1986-2001年 | 特に規制無し | - | 高い |
| 2002年- | 反すう動物由来たん白質→反すう動物の給与禁止 | | 中程度 |

6

7

8

③ サーベイランスによる検証等

9

母集団の構造

10

11

12

13

14

15

16

サーベイランスの概要

17

18

19

20

21

22

コスタリカでの BSE のサーベイランスは、国内の成牛群において 95%の信頼性で、少なくとも 10 万頭に 1 頭の BSE 有病率を検出することを目的として行われている。2001 年に開始されたアクティブサーベイランスのサンプリング対象となるのは、全月齢の BSE 様症状を示した牛、切迫と畜牛、歩行困難牛、と畜前検査不合格牛、輸送途中で死亡した牛及び農場死亡牛である。そのほか、パッシブサーベイランスのサンプリング対象として農場死亡牛及び BSE リスクステ

1 タスが「管理された」あるいは「不明」の国から輸入された牛もサンプリング
2 対象となる。

3 すべてのサンプルは、OIE マニュアルに従い、組織病理学的検査を実施してい
4 る。サーベイランスの実施頭数に関しては、2000 年以降のデータが記載されて
5 おり、2000 年が 17 頭で、その後は毎年 100 頭前後である。これまでに BSE 陽
6 性牛は発見されていない。なお、直近 7 年間のサーベイランス結果について、
7 OIE で利用されているポイント制 (BSurvE 方式) に基づき試算したところ、95%
8 の信頼性で、成牛群の有病率が 10 万頭に 1 頭未満であることを示す基準は満た
9 していないと推定された。(表 6)

11 **表 6 サーベイランスポイントの試算 (コスタリカ)**

牛の飼養頭数(2000年)1,358,000頭※→7年間で300,000ポイント以上必要

| 年次 | サーベイランス実施頭数 | | | | 合計 |
|-------------|--------------|--------------|-----------------|-------------------|--------------------|
| | 通常と畜牛 | 死亡牛 | 不慮の事故による と畜牛 | 臨床的に 疑われる牛 | |
| 2001 | 45 | 0 | 0 | 39 | 84 |
| 2002 | 40 | 0 | 0 | 50 | 90 |
| 2003 | 17 | 0 | 0 | 78 | 95 |
| 2004 | 37 | 0 | 0 | 78 | 115 |
| 2005 | 1 | 17 | 54 | 28 | 100 |
| 2006 | 0 | 30 | 56 | 20 | 106 |
| 2007 | 0 | 23 | 49 | 12 | 84 |
| 合計 | 140 | 70 | 159 | 305 | 674 |
| サーベイランスポイント | (×0.2) 28 | (×0.9) 63 | (×1.6) 254 | (×750) 228,750 | 229,095 (目標不達成) |

*OIEのA型サーベイランスで必要とされるポイント数と、サーベイランスポイントとを比較。

*サーベイランスポイントは、全頭「4歳以上7歳未満」とであると仮定して計算。

*牛の飼養頭数は、回答書の数値を利用した。

14 BSE 認知プログラム、届出義務

15 コスタリカにおける BSE 認知プログラムは、2000 年に開始された。牛飼養農
16 家及び関係者、一般国民に対する基本的知識及び正しい情報を提供し、国民全体
17 の意識向上を図ることを目的として、農牧省家畜衛生局発行の機関誌「家畜衛生
18 の実際」において BSE に関する特集を組んだほか、BSE に関するパンフレット
19 の作成及び配布を行っている。また、2001 年には BSE が法定伝染病に指定され
20 ているが、補償制度はないとされている。

1 (2) 食肉及び内臓

2 ①SRM 除去

3 SRM 除去の実施方法等

4 日本に輸出される食肉については、全月齢の頭部(脳、頭蓋、眼、三叉神経節、
5 扁桃含む。舌、頬肉を除く)、せき柱(背根神経節含む)、せき髄及び回腸遠位部
6 が除去されている。SRM は、除去後「BSE+SRM」と書かれた容器に入れて施
7 錠され、レンダーリングに送られる。(日本に輸出される食肉については追加確認
8 中)

9 と畜工程において、背割りは一般に行われている。背割り鋸は一頭毎に洗浄・
10 消毒されている。せき髄は、専用の器具を用いて除去された後、高圧水による洗
11 浄が行われる。せき髄片の付着がないことの確認は、と畜検査官が確認している。

12 扁桃は、検査官もしくは獣医官による頭部検査の後、専用のナイフで除去され、
13 SRM と明記された専用容器に保管される。この工程は、農牧省(MAG)の監査プ
14 ログラムに従って頭部検査官が監視し、獣医官が扁桃を一つ一つ検査している。

15 回腸遠位部の除去は、牛由来副産物の処理室で専用のナイフを用いて行われる。
16 検査官により回腸遠位部の除去は検査官により確認される。

17 SSOP、HACCP に基づく管理

18 SSOP 及び HACCP は、すべての輸出施設において導入されている。危険部位
19 の除去及び廃棄、歩行困難牛の流入の予防、サンプリングが重要管理点となっ
20 ている。
21

22 日本向け輸出のための付加的要件等

23 ~~コストリカからの回答書によると、日本への輸出は、特定の要件を満たした輸~~
24 ~~出施設からのみ輸出可能である。~~輸出施設では、HACCP の導入及び頭部、せき
25 柱、せき髄、回腸遠位部の除去が義務づけられている。さらにまた、輸出施設に
26 は動物衛生局 (SENASA) の獣医師が配置されている。
27

28 ② と畜処理の各プロセス

29 と畜前検査及びと畜場における BSE 検査

30 と畜前検査は、獣医官によって行われる。各施設には隔離所がある他、搬入時
31 に歩行不能と判断された個体用の囲いもある。歩行不能牛は、食肉処理を禁じ、
32 疫学的調査検査のため脳サンプルを採取し、検査施設へ送付している。
33

34 通常と畜牛の BSE 検査は、サーベイランス目的で一部のみ実施されている。

35 スタンニング、ピッシング

36 スタンニングについては、非貫通式又は貫通式ボルトピストルが用いられてい
37 る。圧縮した空気又はガスを頭蓋内に注入する方法やと畜ハンマーを使用してい
38

1 ると畜場はない。

2 ピッシングは、コスタリカでは行われていない。

3 4 ③ その他

5 **機械的回収肉 (MRM)**

6 コスタリカでは、機械的回収肉(MRM)の生産は行われていない。

7 8 **トレーサビリティ**

9 コスタリカからの回答書によると、2006年に農牧省(MAG)動物衛生局
10 (SENASA)により、すべての動物、動物由来製品、動物副産物及びそれらの原材
11 料に対する国家トレーサビリティシステムが規定されているが、実施状況に関す
12 る情報は得られておらず、個体識別による月齢確認可能な牛の、全飼育頭数に対
13 する割合も0%とされている。

14 15 **と畜場及びと畜頭数**

16 コスタリカでは、日本向けの食肉処理を行っている、食肉処理施設が併設さ
17 れたと畜場が 23 施設ある。 り、年間と畜頭数は、2006年のデータで 328,596
18 頭である。

19 20 ④食肉処理工程におけるリスク低減措置の評価

21 コスタリカからの回答書に基づき、食肉処理工程におけるリスク低減措置の評
22 価を行った結果、リスク低減効果は「非常に大きい」と考えられた。(表7)

表7 食肉の評価の概要（コスタリカ）

| | | 措置内容 | 判定 |
|----------------------------|--------------------------------|--|-------------------------------|
| SRM除去の 実施状況等 | SRMの定義 | 国内ではSRMの定義は無し | SRMを法律等に基づき除去している (実施方法等◎) |
| | SRMの除去 | {日本に輸出される食肉について} 全月齢の頭部(脳、頭蓋、眼、三叉神経節、扁桃含む)、舌、頬肉を除く)、せき柱(背根神経節含む)、せき髄、扁桃、回腸遠位部が除去されている。 SRMは除去後専用容器に入れ、レンダリング施設に送られる。 月齢の確認は行わず、全個体が30カ月齢超とみなされ、全月齢のSRMが危険部位として扱われる。 危険部位の除去及び廃棄は重要管理点となっている。 | |
| | 実施方法等 | 背割り鋸は一頭毎に洗浄 高圧水により枝肉を洗浄 枝肉へのせき髄片の付着がないことをと畜検査員が確認 輸出施設ではHACCP、SSOPを導入 | |
| と畜場での検査 スタンニング ピッシング | と畜場での検査 | と畜前検査は獣医官によって行われる。 各施設には隔離所がある他、搬入時に歩行不能と判断された個体用の囲いもある。 歩行不能牛は食肉処理を禁じ、疫学的調査のため脳サンプルを採取し検査施設へ送付している。 歩行困難牛の流入の予防及びサンプリングは重要管理点となっている。 通常と畜牛のBSE検査は、サーベイランス目的で一部のみ実施している。 | ○ |
| | 圧縮した空気又はガスを頭蓋内に注入する方法によるスタンニング | 実施していない | |
| | ピッシング | 実施していない | |
| MRM | | 実施していない | |
| 日本向け輸出のための付加要件等 | | ・輸出施設では、HACCPの導入の義務づけ ・頭部、せき柱、せき髄、回腸遠位部の除去の義務づけ ・輸出施設へのSENASAの獣医師の配置 | |
| 家畜衛生条件 | | | |
| 通知による食用の牛肉等の輸入に関する行政指導 | | BSE未発生国であっても万が一BSEが発生した際の混乱を未然に防止する観点から、食用に供されるSRMの輸入を控えるよう、輸入業者へ指導 | |
| リスク低減措置の評価 | | リスク低減効果 非常に大きい | |

1 (3) まとめ

2 コスタリカからの回答書などに基づき、我が国に輸入される牛肉等の評価を行
3 った結果、侵入リスクは、1986～2007年のすべての期間において「無視できる」
4 と考えられた。また、国内安定性の評価は、1986～2001年は「暴露・増幅する
5 可能性が高い」、2002年以降は「暴露・増幅する可能性が中程度」と考えられた。

6 これら侵入リスクと国内安定性の評価の結果から、国内で BSE が暴露・増幅
7 した可能性は無視できると考えられる。

8 サーベイランスでは、これまでに BSE 陽性牛は発見されていない。ただし、
9 直近 7 年間のサーベイランス結果について OIE で利用されているポイント制に
10 基づき試算したところ、95%での信頼性で、成牛群の有病率が 10 万頭に 1 頭未
11 満であることを示す基準は満たしておらず、サーベイランスの改善を図ること
12 により、より高いレベルの科学的検証が可能になると考える。

13 また、食肉処理工程におけるリスク低減効果は「非常に大きい」と推定された。

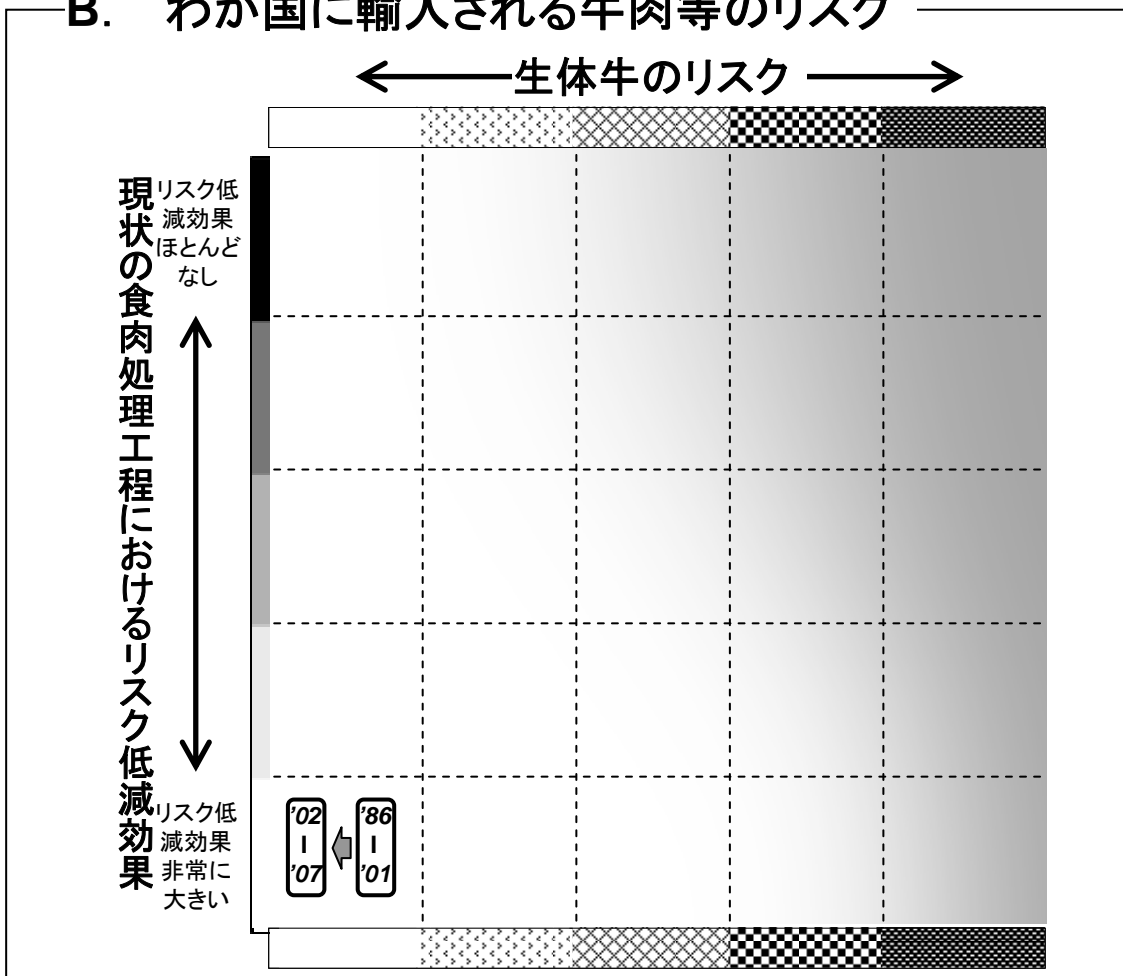
14 以上から、コスタリカでは、国内で BSE が暴露・増幅した可能性は無視でき
15 ると考えられ、さらに食肉処理工程におけるリスク低減効果は「非常に大きい」
16 と推定されたため、コスタリカから我が国に輸入される牛肉等が BSE プリオン
17 に汚染されている可能性は無視できると考えられる。

1 <参考図・コスタリカ>

2 A. 生体牛のリスク



B. わが国に輸入される牛肉等のリスク



期間は出生コホート(牛の誕生日)を示す